

第5節 その他の事項

1. 施策推進のための体制づくり

廃棄物処理法では、市町村の一般廃棄物の減量対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の設置を取り上げている。また、廃棄物減量等推進員には、地域の一般廃棄物減量や再生利用の促進を図っていくためのリーダーとしての役割が求められる。

本市におけるごみ処理についても、今後、住民や事業者等の協力によるごみの減量及び再資源化の推進が必要であり、そのための各種施策の実施ならびに目標とする三者協働体制の確立や目的である廃棄物循環型社会の構築に向けて、まずは住民や事業者との協議・調整の場を積極的に設けていく必要がある。

よって、住民や事業者等を含めた体制づくりについて、目指すべき目標や目的の達成を見据えつつ、最善の方向となるよう今後更に検討に注力していくものとする。

尚、体制づくりに際しては、各種団体及び住民レベルでの会合などを有効に利用することにより、合理的で且つ実質的な体制づくりを推進していくものとする。

2. 住民への協力要請

ごみの減量ならびに資源化の推進に向けて、住民一人一人に共通の認識や問題意識を持ってもらうと同時に、実践面においても引き続き協力の徹底を求めていく。また、ごみ問題の改善に対して積極的な参画意識を持ってもらうよう働きかけるとともに、意思の疎通や意見・意向調整等において重要な位置を占める各種住民団体への協力をお願いしていく。

3. 事業者への協力要請

ごみの減量や資源化を推進するにあたり、本市に事業所・店舗を構えている事業者に対して、積極的且つ継続的な協力を要請していくものとする。

尚、特にごみの排出量が多い事業者に対しては、必要に応じて廃棄物処理法第6条の2第5項で定める「減量に関する計画」の作成指導を行っていくものとする。

4. 廃棄物再生事業者への協力要請

本市から排出されるごみの再資源化等を推進するためには、これに関与する再生事業者の協力も不可欠であるといえる。

したがって、古紙類や金属類等をはじめとするこれらの再生事業者に対しても、前向きな協力及び協調体制の維持を要請していくものとする。